

# 令和6年度 第1回国分寺市介護保険運営協議会 会議録

令和6年5月21日（火）

午後6時30分～午後7時19分

いずみプラザ 講座室

## 協議会次第

### 1 開会

- ①副市長挨拶
- ②委嘱状の伝達
- ③委員自己紹介・事務局紹介（資料1）
- ④会長・副会長の選出
- ⑤諮問（資料2）

### 2 報告

- ①国分寺市高齢者保健福祉計画・第9期国分寺市介護保険事業計画について（資料3）
- ②令和5年度国分寺市介護保険運営協議会活動報告書について（資料4）
- ③令和6年度国分寺市介護保険運営協議会活動計画書について（資料5）
- ④その他

### 3 閉会

## 出席者等（敬称略）

会 長…… 橋本 正明

副会長…… 山口 光治

委 員…… 岡部 正行、干場 薫、青木 千佳子、横田 剛一、北山 奈穂子、  
鈴木 さおり、八木 亜希子、清水 桂司、前出 禎造、小川 恵一郎、  
加地 裕武、奥山 尚、富井 友子、

事務局…… 福祉部長（玉井）、高齢福祉課長（澤田）、地域包括ケア担当課長（土井）、計画・事業推進係長（清水）、介護保険係長（木田）、介護保険担当係長（佐瀬）、計画・事業推進係（杉本）、計画・事業推進係（大嶽）

## 1 開会

- 副市長挨拶
- 委嘱状の伝達
- 委員自己紹介・事務局紹介
- 会長・副会長の選出（会長に橋本委員、副会長に山口委員を選出）
- 諮問

## 2 報告

### ① 国分寺市高齢者保健福祉計画・第9期国分寺市介護保険事業計画について

橋本 会長… 1点目の報告事項、国分寺市高齢者保健福祉計画・第9期国分寺市介護保険事業計画についてです。これは御承知のように昨年度策定されたものです。それでは、事務局、説明よろしくお願いいたします。

清水 係長… 国分寺市高齢者保健福祉計画・第9期国分寺市介護保険事業計画について、概要を御説明いたします。資料3、国分寺市高齢者保健福祉計画・第9期国分寺市介護保険事業計画の概要版を御用意いただければと思います。

まず概要版の3ページを御覧ください。1「計画の位置付け」にも記載がありますが、国分寺市高齢者保健福祉計画・第9期国分寺市介護保険事業計画は、老人福祉法に基づく市町村老人福祉計画及び介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画に位置付けられる国分寺市の高齢者福祉に係る総合的な計画です。本計画は、令和4年度から令和5年度にかけて策定作業を行い、本年3月に策定が完了いたしました。

2「計画期間」にあるとおり、本計画の計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間で、計画に沿って高齢者施策や介護保険事業を実施していくこととなります。

4ページを御覧ください。3「本計画のポイント」は、地域共生社会の実現、介護予防・健康づくり施策の充実・推進、認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進、地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進、災害・感染症対策に係る体制整備、の5点としております。

5ページを御覧ください。4「基本理念」にあるとおり、本計画の基本理念は「個人としての尊厳が保たれ 地域・社会の支え合いによる 自立した豊かな生活を実現する」です。この理念を実現するための基本目標が、同じページの5「基本目標」に記載の4つとなります。

6ページ、7ページは施策の体系図です。一番左側に基本理念がございまして、その右側に4つの基本目標を設定しております。その右側に施策の方向を記載し、右側の7ページに主な取組内容を記載しております。また、9ページ、10ページに施策の方向ごとの重点取組を記載しております。

す。

11ページが施設等整備計画になっております。第9期につきましては、新たに整備は行わないこととしておりますが、既存の基盤を最大限活用していくとともに、これまで整備された施設等の機能の充実を図っていくこととしております。

12ページから16ページまでにつきましては、介護保険事業の見込みになっております。令和8年度までの推計値を記載しており、12ページから13ページまでが介護予防サービスの見込量、14ページから15ページまでが介護サービスの見込量、16ページが標準給付費見込額、地域支援事業費見込額、市町村特別給付費見込額となっております。今後の給付費につきましては、増加傾向にあると推計しております。

17ページ、18ページには、介護保険料の設定に当たっての考え方を記載しております。第9期の基準月額保険料につきましては、17ページ下段になりますが、第8期と同様に5,916円となっております。所得段階につきましては、次の18ページに記載がございますが、20段階の設定をしております。

介護保険運営協議会では、先ほど諮問したとおり、令和9年度から令和11年度までの第10期の介護保険料の設定について、給付費の見込みなどを御確認いただきながら、次期計画策定期間であります2年後の令和8年度に御議論いただくこととなっております。

簡単ではございますが、国分寺市高齢者保健福祉計画・第9期国分寺市介護保険事業計画について、御報告は以上となります。

橋本 会長… 策定された計画になりますが、何か御質問があればお受けしたいと存じます。いかがでございましょうか。

岡部 委員… 17ページに基準月額保険料の記載があります。第8期と第9期は同じ金額なのですが、これは同じで耐え得るのですか。

橋本 会長… 第9期の介護保険料については、非常に高いところは月額約9,000円、安いところは月額約3,000円などと報道がされております。国分寺市は月額で5,916円、年額で言いますと第5段階が基準額になりますが、7万1,000円です。耐えられるかという御質問ですが、事務局、御説明いただけますか。

澤田 課長… 第8期基準月額保険料5,916円のところ、第9期は据え置きとしております。委員御指摘のとおりです。報道されているとおり、全国的に引き上げている自治体が多い中で、当市は据え置きといたしました。

先ほど御説明したとおり、高齢者数が増えて給付も伸びると推計しておりますので、本来必要な財源は増えている傾向にあります。しかし、コロナ禍にあって給付額が伸び悩んだといいますか、計画に比して給付がさほ

どなかったことによって、財源としての保険料、こちらは基金という形で積み立てられるのですが、これがかなりの金額に上っていたというのがございます。この基金に蓄えられているお金を保険料財源として充てられることが制度上決まっておりますので、その中で第9期の3か年の給付費の推移と必要となる保険料の財源を照らしてみたときに、基金を有効活用することによって今期は据え置けるという判断をした結果として、第9期の介護保険料については据え置きとしたということになります。ただ、第10期に向けましては、今期中の給付費や財源の推移などを見ながら適正な額を設定することになります。このまま行けるかというとなかなか難しい部分もあるかと思いますが、財源としての基金が今は十分にあって、それを活用する判断としたということでございます。

橋本 会長… これが単年度ではなくて3年間だから、平均してという考え方でありましょうか。また、第10期の保険料は今後検討することになるのだろうと思います。

そのほか御質問ございますか。介護保険料のことと、もう一つ特徴的なことは、施設整備についてはこの3年間行わないということです。現在ある施設でそれなりに充実、充足しているという考え方かと思います。そこがポイントになるかなと思います。

また、計画の段階ではこれにはありませんが、実は一番大変な問題は人材の確保でありまして、それは国分寺市だけのことではありませんが、そのことがこの介護保険制度の運営に大きな影を落としているのは事実かなと思います。最初の段階ですので、ちょっとお話をさせていただきました。

では、そのような計画にのっとってこの3年間、国分寺市の介護保険事業が進められていくということを御承知おきください。

## ② 令和5年度国分寺市介護保険運営協議会活動報告書について

橋本 会長… 2点目の御報告であります。令和5年度国分寺市介護保険運営協議会活動報告書についてということで、昨年度の活動報告でございます。事務局、御説明をお願いいたします。

計画・事業推進係 大嶽… 令和5年度国分寺市介護保険運営協議会活動報告書について御報告いたします。資料4を御覧ください。こちらは前回、令和5年度第6回介護保険運営協議会で御承認いただいたもので、前回からの変更点を御説明いたします。

まず、資料4の9ページに、前回の介護保険運営協議会で決定していただきました答申を追加いたしました。また、1枚おめくりいただきまして、12ページの第6回の「協議内容等」を追記し、表紙にありました「(案)」という文言について削除いたしました。

御報告については以上となります。

橋本 会長… 昨年度は計画づくりもございまして、協議会を6回開催しました。その報告でございます。御覧いただき、御了解していただければと思います。新任の委員の皆様におかれましては、どのように活動してきたのかというのを見ていただければと思います。

### ③ 令和6年度国分寺市介護保険運営協議会活動計画書について

橋本 会長… 続いて、今年度、令和6年度国分寺市介護保険運営協議会活動計画書について、事務局、御説明をよろしくお願いいたします。

計画・事業推進係 大嶽… 令和6年度国分寺市介護保険運営協議会活動計画書について御報告いたします。資料5を御覧ください。こちらも前回、令和5年度第6回介護保険運営協議会で御承認いただいたものとなりますが、今年度より委員に御就任された方も多くいらっしゃいますので、改めて内容について御報告させていただきます。

介護保険運営協議会は、国分寺市介護保険条例に基づき、介護に関する施策の企画立案及びその実施に当たって、利用者等の意見が十分に反映され、市の介護保険制度の円滑かつ適切な運営を図るために設置しているものとなります。

資料を1枚おめくりいただきまして、1ページを御覧ください。今年度の主な活動内容は2点ございます。

1点目の「第9期介護保険事業計画の進捗管理等について」は、第9期介護保険事業計画の施策及び事業の進捗状況について報告を受け、円滑な制度運営に向けて御協議いただきます。なお、今年度、令和6年度は第9期計画の1年目に当たります。

2点目は「地域密着型サービスの指定等の確認について」です。こちらは地域密着型サービスの指定等の申請があった際に、随時、介護保険運営協議会にお諮りをしています。地域密着型サービスは高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようという観点から、平成18年より市区町村が事業所の指定を行っているもので、原則、その市区町村の住民の方のみが利用できる介護保険のサービスです。先ほどの諮問第1号の諮問内容に、地域密着型サービスに関することが含まれており、事業所の指定等の確認も行っていただくこととなります。

その下に、参考として先ほどの2件の諮問内容を記載しております。市から諮問された内容について審議等をしていただき、最終的に市長に対して答申を行うこととなります。答申の時期につきましては、諮問第1号は令和8年度の最後の協議会、令和9年3月頃を予定しております。また、諮問第2号は第10期、令和9年度からの介護保険料を設定する前、令和

8年12月から令和8年度末までの期間に答申を頂き、そちらを受けて市で介護保険料を決定していくことになります。

右側の2ページには、今年度の主な議題と主な報告内容を記載しています。一番上に令和6年度に扱う議題、真ん中に参考として過去3年分の議題を、一番下に令和6年度の報告事項を記載しております。

おめくりいただきまして、3ページが今年度のスケジュールになります。今年度は協議会を4回開催し、日程についてはこちらに記載のとおりとなっております。委員の皆様には事前にお知らせしておりますが、改めて御確認いただきますようお願いいたします。

御報告は以上となります。

橋本 会長… 今年度は第9期の初年度ということでございますから、計画の進捗状況をよく見ていきたいと思えます。また、今年度は4回の協議会を予定しております。もう御承知かもしれませんが、ぜひこの4回の会議については手帳に記載しておいていただきたく存じます。

何か御質問や御意見はございますでしょうか。

干場 委員… 地域密着型サービスの地域密着型の意味についてお尋ねします。私の母は、以前、府中市にあるデイサービスに通ってしまして、そちらの事業所では国立市、国分寺市、府中市の3市の方を受け入れていらっしゃるというお話でした。ショートステイは小平市に行ってしまして、そこも国分寺市の方も受け入れている。必ずしも国分寺市民は国分寺市の事業所でないと駄目というわけではなかったようなのですが、その地域密着型というのはどのような意味なのでしょう。

橋本 会長… 介護保険制度は非常に複雑になって、初めはこういうことはなかったのですが、現在はこの地域密着型という事業所があったり干場委員がおっしゃったような御質問も起こったりしております。可能にしていると言ったらいいかもしれません。事務局から地域密着型サービスについて御説明いただけますでしょうか。

佐瀬 係長… 国分寺市高齢者保健福祉計画・第9期国分寺市介護保険計画の本編の171ページを御覧ください。こちらに介護保険サービスの種別について記載しております。干場委員からお話のあった、いわゆるデイサービス、通所介護の事業所ですと、こちらのページにある地域密着型サービスの表の下から2番目に、地域密着型通所介護があります。利用者の定員が18人以下の場合は地域密着型通所介護、それ以上になりますと通所介護の事業所となります。

地域密着型の事業所は、先ほど事務局から御説明したとおり、基本的には市内にお住まいの方のみが利用できます。また、指定権者、要するにその事業所を運営していいですよと許可を出しているのもその自治体になり

ます。しかし、国分寺市外に住んでいても、国分寺市内の事業所を利用する理由がある場合は、住んでいる市の指定を受ければ国分寺市の地域密着型通所介護を使うことは可能です。干場委員のお母様が利用されている事業所が、地域密着型の事業所なのか、そうではない事業所なのかは分かりませんが、地域密着型の事業所は絶対に市内の人しか使えないというものではない、ということになります。

干場 委員… だからといって府中市の事業所に都内の23区から利用者が来るわけではないですね。そのあたりの線引きはどのようになっていますか。

佐瀬 係長… 地域密着型通所介護事業所であれば、近隣の市ではないところにお住まいの方が利用することはあまり考えられないものになります。

橋本 会長… 介護保険制度では、市区町村を問わず介護保険サービスが受けられるのが基本的な考え方でした。医療だと保険証を持っていれば、東京に住んでいる方が北海道の医療機関を使っても構わないですね。ただ、例えば府中市や小平市の地域密着型サービスを使いたいといった場合は、どういふところかというのは置いといて、国分寺市がそこを使っていいですよという承認をしたら使えるのです。承認をしなければ駄目なのです。承認しますかというのはこの協議会で判断させていただくことになります。

ところで、干場委員、なぜ国分寺市内の事業所ではなくて近隣市の事業所なのか。

干場 委員… ケアマネジャーから紹介された事業所が府中市や小平市で、国分寺市ではなかったからです。国分寺市の事業所を使ったら駄目なのかなと。

橋本 会長… それはケアマネジャーがおそらく御家族の考え方、事業所の場所や特徴などを考えてここが良いのではないかと紹介したのです。しかし、それはどこでもいいというわけにもいかない。そこが国分寺市から承認を受けていけば使えるということです。基本的には、地域密着型というのは地域の中にある事業所を地域の住民が使うということに違いありません。

介護保険は、最初はこんなに複雑ではなかったのですが、非常にニーズに合わせてくるようにどんどん変化してきていて、このこともその一環なのですね。

そのほかいかがでしょうか。よろしゅうございますか。それではこの件については以上といたします。

#### ④ その他

事務連絡のため省略

### 3 閉会

橋本 会長… 今回は第1回目で、最初の導入ということでございましたが、どうぞ3

年間よろしく願いいたします。先ほどのように、分からないことは率直に御遠慮なさらなくて御質問いただければと思います。国分寺市の介護保険事業が市民の生活を支えられるように私どもは検討していきたいと存じます。

それでは、以上で第1回の運営協議会を閉会したいと存じます。どうもありがとうございました。